公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会委員長及 び久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次の とおり公表します。

平成26年3月31日

久留米市監査委員 田 中 俊 博 久留米市監査委員 塙 秀 二 久留米市監査委員 秋 吉 政 敏 久留米市監査委員 塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成24年度

部局名: 環境部

	指摘事項等 措置状況				
意見	事務監査		「久留米市地球温暖化防止実行計画」 の一項目として取り組まれている市庁舎 におけるコピー用紙使用量の削減につい では、取組の開始以来一度も目標値にさ では、逆に増加の一途をたどっている。 この状況を打開するために行われたコ ピー用紙使用量の抑制実験の結果に対し ては、増加要因の背景や取組手法や運用 の妥当性等についても適正に分析・評価 して、方法等の見直し、久留米市の公的 持った仕組みを構築し、久留米市の公的 な計画として掲げられた課題の解決に結 び付けられたい。	平成24年度より「久留米市役所エコアクションプラン」及び「久留米市役所版環境マネジメントシステム」を制定するととも削減のための具体的手法と判断基準を示しております。 運用では、各課において所属長が取組状況を確認し、増減要因を分析・評価した確立しております。 運用の徹底を図るため、平成25年度から、でおります。 運用の徹底を図るため、平成25年度から、の使用状況を把握しています。この結果を公司とよります。 「世一機のカード管理制の導入によりと誤のを把握しています。この結果を公職しています。このには、の表記の取組み状況を明確にすることで、高めてまいります。	
意 見	財務監査		損害賠償に関し、当該契約により業者 は事故発生に伴う営業補償等の二次はない 言が契約書に規定されているときで は、通常生ずべき損害であるときでは、 通常生ずべき損害であるとまでは 特別の事者がその事情を予見し、 をある損害を する損害とができたを する損害とができた。 を する損害とができた。 を する損害とができる ができた。 を する損害とができる ができる ができる ができる ができる ができる ができる ができる	平成25年度契約からは、相手方と協議を 行い、損害賠償について定める条項から二次 的損害を除外する部分を削除しました。	